

<報道発表資料>
(経済同時)

令和 8 年 2 月 6 日

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

事業者向け「ごみ減量 & 資源循環のための指針・事例集」 の発行

京都市では、食品ロスや使い捨てプラスチックごみ等の事業ごみの減量と資源循環を進めるため、事業者の皆様には是非、実践していただきたい取組や、市内で実践されている具体的な優良事例等をまとめた「ごみ減量 & 資源循環のための指針・事例集」を発行します。

取組や事例は、小売業や飲食業、宿泊業などの業種別に、各事業所の取組状況に合わせて役立てていただける内容とし、コスト削減や収益率アップ、事業者のイメージアップなど経営上のメリットとも合わせて、紹介しています。

これにより、24年連続で減少しているごみ量(市受入量)の一層の削減を図るとともに、サーキュラーエコノミーへの移行の推進につなげていきます。

【指針・事例集の特徴】*内容イメージは、次ページ参照

- 食品ロス削減、生ごみリサイクル、プラスチックの削減など、ごみの種類別に取組を掲載
- 全ての事業所で実践していただきたい取組のほか、ごみ量が多い小売業や飲食業・宿泊業などの業種特性に応じたものなど86件の取組と28件の優良事例を紹介
- 各事業所の取組状況に合った工夫を見つけ、事業活動に役立てていただけるよう、基本的な取組から一歩進んだ取組、先進的な取組まできめ細かく紹介
- 取組の実践が、コスト削減や収益率アップ、事業者のイメージアップなど経営上のメリットにつながっている事例も紹介
- ごみ減量 & 資源循環に取り組むに当たっての基礎知識(ごみの組成や条例に定める義務の内容など)や関連情報も紹介



< 内容イメージ (小売業向けのページ) >

小売業向け指針・事例

小売店、とりわけ食料品や日用品を扱う店舗は、市民の暮らしを支える大切な存在です。その一方で、商品や容器包装は最終的に家庭でごみとなるため、小売店は家庭ごみにも深く関わっています。そのため、家庭のごみ減量のパートナーとして、また、市民の身近な資源循環の拠点としての役割も期待されています。

POINT!
生ごみが最も多く、「てまえどり」などの取組が重要です。



●小売業のごみの内訳
生ごみ、紙ごみが全体の7割。食料品を扱わない百貨店では生ごみは少なく、紙ごみ中心となります。

1 食品ロス対策

CHECK POINT!

- 1.売場での「てまえどり」^{※1}を呼び掛ける表示 ○ 中実的な取組
- 2.賞味・消費期限近くの食品品の値引き販売 ○ 効果的な取組
- 3.ニーズに合わせた量での販売(盛り売り・ばら売り・小分け商品など)
- 4.デジタル技術を活用した需要予測による発注の最適化
- 5.売れ残り商品のアプリなどを通じた販売^{※2}
- 6.売れ残り食料品や包装材料等を活用した商品(雑穀など)の提供
- 7.売れ残り食料品のフードバンクへの寄付や従業員への提供

※1 てまえどり：商品種の季節ごとの変動
※2 食品ロス削減の取組の一例に過ぎません



野菜や果物のほか売り



量り売りコーナー



試味・消費期限のある商品の「てまえどり」



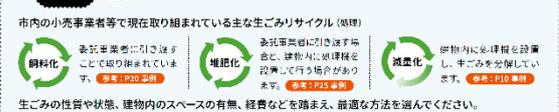
店頭での資源物回収コーナー

2 生ごみ対策

CHECK POINT!

- 1.生ごみの「水切り」の徹底、乾燥による減量
- 2.生ごみの分別・リサイクル(肥料化、堆肥化など)
- 3.事業所由来の生ごみ堆肥等を利用した農作物・食料品等の販売(食品リサイクル法の活用)

コラム 生ごみリサイクル3つのパターン



市内の小売事業者等で現在取り組まれている主な生ごみリサイクル(処理)

1.肥料化: 委託事業者に引き継ぎ、ここで取り組まれています。 **※参考：P23 参考**

2.堆肥化: 委託事業者等に引き継ぎ、委託先に処理費を請求して行う場合があります。 **※参考：P23 参考**

3.減量化: 伊勢内に処理機を設置し、生ごみを分解しています。 **※参考：P23 参考**

生ごみの性質や状態、建物内のスペースの有無、経費などを踏まえ、最適な方法を選んでください。

【仕様、配布場所等】

- ・仕様：A4判、全32ページ(カラー)
- ・配付場所、発信：資源循環推進課、環境共生センター、京都市情報館など
(URL) <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000349586.html>
- ・配布開始時期：令和8年2月17日(火)

【事業者報告書制度との連動】

「しまつのこころ条例^{※1}」に定める事業者報告書制度^{※2}を通じて、指針・事例集で紹介している取組の実施状況を効果的・効率的に把握できるよう、令和8年度提出分から報告書の様式等を見直します。これにより、事業者の皆様が自らの取組状況を確認・改善する機会を創出するとともに、報告書を通じて得られた情報を集計し、業種別等の取組概況を京都市情報館で紹介していくことなどにより、事業者の皆様の更なる取組促進につなげていきます。

※1 正式名称：京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例

※2 2R取組等事業者報告書制度(第17条)、事業用大規模建築物減量計画書制度(第21条)、特定食品関連事業者減量計画書制度(第26条)の3制度

< 問い合わせ先 >

京都市環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課
電話：075-222-3946